○総務省告示第五百六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、フォーラム共生社会21から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百二十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

〔資金管理団体〕の部フォーラム共生社会21のうち1中

「収入総額　15,699,863」を「収入総額　15,587,866」に、

「本年収入額　14,719,198」を「本年収入額　14,607,201」に改め、

同部フォーラム共生社会21のうち2中

「支出総額　15,266,281」を「支出総額　15,154,284」に改め、

同部フォーラム共生社会21のうち3中

「寄附　14,719,198」を「寄附　14,607,201」に改め、

同部フォーラム共生社会21のうち4中

「経常経費　9,167,437」を「経常経費　9,055,440」に、

「光熱水費　223,995」を「光熱水費　111,998」に改め、

同部フォーラム共生社会21のうち5中

「民主党京都府参議院選挙区第2総支部　14,419,198　京都市」を

「民主党京都府参議院選挙区第2総支部　14,307,201　京都市」に改める。

○総務省告示第五百六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、フォーラム共生社会21から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十五年総務省告示第五百五十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

〔資金管理団体〕の部フォーラム共生社会21のうち1中

「収入総額　14,006,018」を「収入総額　13,903,984」に、

「本年収入額　13,572,436」を「本年収入額　13,470,402」に改め、

同部フォーラム共生社会21のうち2中

「支出総額　13,990,957」を「支出総額　13,888,923」に改め、

同部フォーラム共生社会21のうち3中

「寄附　12,582,419」を「寄附　12,480,385」に改め、

同部フォーラム共生社会21のうち4中

「経常経費　11,031,185」を「経常経費　10,929,151」に、

「光熱水費　204,068」を「光熱水費　102,034」に改め、

同部フォーラム共生社会21のうち5中

「民主党京都府参議院選挙区第2総支部　11,112,419　京都市」を

「民主党京都府参議院選挙区第2総支部　11,010,385　京都市」に改める。

○総務省告示第五百七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、フォーラム共生社会21から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第七百号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

〔資金管理団体〕の部フォーラム共生社会21のうち1中

「収入総額　10,245,445」を「収入総額　10,349,753」に、

「本年収入額　10,230,384」を「本年収入額　10,334,692」に改め、

同部フォーラム共生社会21のうち2中

「支出総額　10,245,445」を「支出総額　10,349,753」に改め、

同部フォーラム共生社会21のうち3中

「一件十万円未満のもの　2」を「一件十万円未満のもの　2」

借入金

民主党京都府参議院選挙区第2総支部　104,308　に改め、

同部フォーラム共生社会21のうち4中

「経常経費　9,631,399」を「経常経費　6,759,755」に、

「人件費　9,735,707」を「人件費　6,759,755」に改める。

光熱水費　104,308」

○総務省告示第五百七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、フォーラム共生社会21から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千百三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

〔資金管理団体〕の部フォーラム共生社会21のうち4中

「経常経費　8,073,942」を「経常経費　4,928,931」に、

「人件費　8,192,419」を「人件費　4,928,931」に、

「光熱水費　118,477」を「光熱水費　7,268,848」に、

「政治活動費　7,150,371」を「政治活動費　883,738」に、

「寄附・交付金　765,261」に改める。

○総務省告示第五百七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、フォーラム共生社会21から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百九十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

〔資金管理団体〕の部フォーラム共生社会21のうち4中

「経常経費　7,215,425」を「経常経費　6,946,965」に、

「光熱水費　206,920」を「光熱水費　103,460」に、

「事務所費　1,947,112」を「事務所費　1,782,112」に、

「政治活動費　1,770,995」を「政治活動費　2,039,455」に、

「機関紙誌の発行事業費　5,650」を

「機関紙誌の発行事業費　5,650」に改める。

その他の経費　268,460」

○総務省告示第五百七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、財団法人国民政治協会及びフォーラム共生社会21から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百二十一号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

〔政治資金団体〕の部財団法人国民政治協会のうち3中

「団体分　2,799,032,000」を「団体分　420,221,503」に、

「団体分　2,803,032,000」を「団体分　416,221,503」に改め、

同部財団法人国民政治協会のうち5中

「わかもと製薬㈱　580,000　都・中央区」を

「わかもと製薬㈱　580,000　都・中央区」に、

「倉庫物流研究会　4,000,000　江東区」